

# 麒麟のまち クーポンキャンペーン

## <参加事業者 募集規約>

麒麟のまちクーポンキャンペーン事務局

令和5年8月

## 事業の趣旨

一般社団法人 麒麟のまち観光局は、エリア内（鳥取市・智頭町・八頭町・若桜町・岩美町・新温泉町・香美町）への観光客会員化と認知向上・誘客促進を目的に、宿泊施設や飲食店、観光施設、お土産販売店との一体的なクーポンキャンペーンを実施いたします。

## 事業概要について

### 1. キャンペーン概要

キャンペーン名称：鳥取・兵庫 麒麟のまち クーポンキャンペーン

キャンペーン期間：令和5年11月1日（水）～令和6年3月20日（水）※予定

クーポン発行者：一般社団法人 麒麟のまち観光局

クーポン発行額：1,000円 3,500枚 総額3,500,000円分 ※予定

告知方法：キャンペーンサイト、SNS広告、チラシ、店内POP

参加費用：無料

参加事業者：当該事業に参加を希望する麒麟のまち DMO 内該当エリアの宿泊事業者、飲食事業者、観光体験事業者、物販事業者

### 2. 電子クーポン取り扱い厳守事項

- (1) クーポンは物品の販売又は役務の提供などの取引において使用可能です。
- (2) クーポンと現金の交換は禁止しています。
- (3) クーポン額面以下の使用の場合であってもお釣りはお渡ししないでください。  
クーポン額面以下の使用は不可とします。
- (4) 不足分は現金等でお受け取りください。
- (5) 商品返品の際の返金はできません。
- (6) 1回の精算につき、クーポン使用は1枚に限ります。
- (7) 取扱事業者で独自にクーポンの使用対象外となる商品などを定める場合（回数券など）
- (8) 他割引企画との併用不可やポイント加算対象外、クーポン使用上限額などを定める場合はあらかじめ利用者が認識できるように、陳列棚等にその旨明示してください。
- (9) 取得した電子クーポンのデータを誤って消去した場合、再度ログイン画面よりアクセスすることで同データを再取得することが可能です。
- (10) 利用者が電子クーポン取得以前に商品又はサービス代金の事前決済を済ませている場合。
- (11) 使用期間中における商品の売買、サービスの提供等の取引に使用されたクーポンのみ換金可能です。

### 3. クーポンの使用対象にならないもの

- (1) 出資や債務の支払い(税金、振込代金、手数料、保険料、電気・ガス・水道・電話料金等)
- (2) 有価証券、金券、商品券(ビール券、清酒券、おこめ券、図書カード、店舗が独自発行する商品券等)、旅行券、乗車券、切手、官製はがき、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入

- (3) たばこ事業法（昭和 59 年法律第 68 号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する製造たばこの購入
- (4) 当せん金付証票法（昭和 23 年法律第 144 号）第 2 条に規定する当せん金付証票（宝くじ）及びスポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成 10 年法律第 63 号）第 2 条に規定するスポーツ振興投票券の購入
- (7) 現金との換金、金融機関への預け入れ
- (9) 風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に該当する営業に係る支払い
- (10) 特定の政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- (11) やむを得ない理由により参加事業者が取り扱い不可としたもの
- (12) その他、主催者がクーポンの利用対象として適当と認めないもの

## 参加事業者の募集概要

### 1. 登録資格

当該事業に参加を希望する麒麟のまち DMO 内該当エリアの施設及び店舗とし、次に掲げるものが営業するものを除く。

- (1) 性風俗関連特殊営業などの風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定するもの
- (2) 鳥取県暴力団排除条例・兵庫県暴力団排除条例（平成 23 年 3 月公布、同年 4 月 1 日施行）に掲げる暴力団員または暴力団員等と密接な関係を有すると認められるもの
- (3) 特定の宗教又は政治団体と関わるもの
- (4) 公序良俗に反するもの
- (5) その他主催者が不適當と認めるもの

### 2. 参加事業者の責務等

次に掲げる事項について、遵守していただきます。

- (1) 利用者が使用期間中にクーポンを持参したときは、クーポン額面分の商品の販売やサービス等の提供を行うこと
- (2) 参加事業者であることが明確になるよう、POP や QR 等を利用者の見やすい場所に掲示すること
- (3) 偽造等の不正使用の疑いがあるときは、使用を拒否するとともにその事実を速やかに警察へ通報すること。また、その旨麒麟のまちキャンペーン事務局（以下「事務局」という。）にも報告すること
- (8) 事務局が行う調査へ協力をすること
- (9) 本募集要項を遵守するとともに、主催者からの指示に従うこと

### 3. 申込から登録まで

#### (1) 申込方法

参加事業者登録希望者は、本募集要項に同意のうえ、「同意書・参加申込書」と「登録情報

シート」を入力または記入して下記のいずれかの方法で申込みます。

① メール送付：ishii\_miyu@r.recruit.co.jp

② F A X送信：03-6772-0217

(2) 申込期限

令和5年8月1日(火)～9月15日(金)

(3) 登録・確認

申込みのあった事業者については、確認のうえ、参加事業者として登録します。

ただし、登録後であっても下記に該当する場合には、登録を取り消すことがあります。

① 申込み内容に虚偽・不備等があった場合

② 主催者が登録を取り消すと判断した場合

(4) その他留意事項

① 参加事業者の情報(店舗名称・所在地・電話番号・業種等)は「クーポンの使えるお店」として、ホームページなどに掲載します

② 参加事業者の施設および店舗用のチラシ、店内POPは10月下旬に配布予定です

③ クーポンの取扱い、精算の方法など詳細については、後日配布するマニュアルを参照してください

④ 募集要項に違反する行為が認められた場合、換金の拒否や参加事業者の登録取消、損害金の発生等が生じた際はご請求する場合があります

⑤ 募集要項に記載されていない事項及び定めのない事項に関しては、事務局がその都度対応を決定します

⑥ 主催者の方針等により、内容が変更される可能性がある旨を予め了承願います

## 精算について

### 1. 立替金の確認

システム上で集計された各参加店舗・施設での期間中に使用されたクーポン券種・枚数を事務局よりメールまたはF A Xにて確認のご連絡をさせていただきます。(毎月15日頃)  
意義のある場合は所定の期日までにご連絡をお願いいたします。

### 2. 振り込みについて

入金口座振込となります。振込手数料は事務局にて負担いたします。

#### 【問合せ先】

麒麟のまちクーポン事務局

TEL : 0857-50-1785 Email : network@tottori-inaba.jp

受付日時：平日 10:00～17:00 (土・日・祝日を除く)

※麒麟のまちクーポン事務局は、一般社団法人 麒麟のまち観光局と「麒麟のまちクーポンキャンペーン」の受託者(株式会社リクルート)の協働運営で業務を行っています。